

ごみボックスの設置にあたって

カラス除けネットは使用していても、ネットの中にきっちり収納して、カラスなどが容易に端をめくれないよう重しを置くなどの対応を全員がしないと効果が薄れます。

ごみボックスはネットよりもしっかりとごみを収納でき、カラスがつつく隙が少なく、重しを置くなどの出す際の手間も少ないため、鳥獣等の被害防止に効果があります。



ただし、設置にあたっては、**①設置できる場所**、**②設置できるサイズ**、**③管理上の誓約事項**など、様々な制限があります。

ごみボックスの設置をご希望の場合は、補助金の有無にかかわらず、**必ず事前に収集業務課（電話 0586-45-7004）へご連絡**ください。

① 交差点内、道幅が狭い場所などには置けません。

ごみボックスは立体的な障害物となりえますので、既存のごみ集積場所にごみボックスを置くことで、通行や安全に支障をきたす場合は、ごみ集積場所の移動をご検討いただくこととなります。

② 高さが高い製品、奥行きが深い製品は使えません。

収集作業員がスムーズにごみを収集できなさない構造や、頭をぶついたり手を引っかけていたりして怪我をする危険性が高い構造の製品はお断りさせていただいています。

また、保安上、中身が外から見えない製品もお断りしております。

③ 道路・歩道上は収集後速やかに折りたたんでください。

道路・歩道上には許可なく構造物を置いておくことはできません。ごみ出し時に一時的に使用する物として、ネット同様、収集後はたたんで、邪魔にならないように管理してください。（収集作業員は収集時にたたみません。）

また、ごみボックスに通行車両がぶつかったり、風で倒れて塀などを傷つけたりした場合など、ごみボックスに起因する問題が生じた際は、町内会でご対応いただくこととなります。

※その他、ごみボックス設置に係る基準については、裏面をご参考ください。

一宮市ごみボックス設置に係る基準

1. 共通事項

- ① ごみボックスの運用及び管理方法について、町内会内で合意を得ていること。
- ② 設置場所近隣の居住者・土地所有者などの関係者の合意を得ていること。
- ③ ごみ集積場所の設置基準に適合したごみ集積場所に設置すること。
- ④ 電柱・道路標識を利用して固定することは避けること。
- ⑤ 交差点・横断歩道・消火栓・防火水槽の近く（5 m以内）は避けること。
- ⑥ バス停・踏切の近く（10 m以内）は避けること。
- ⑦ 視覚障害者誘導ブロックの近く（60 cm以内）は避けること。
- ⑧ ごみボックスは、中身が外から識別可能な構造（ネット・金網等）であること。
- ⑨ 上面から取り出す構造の場合、前面の高さは75 cm以内であること。
- ⑩ 前面の高さが75 cmを超えるごみボックスは、前面を開閉できる構造であること。
- ⑪ ごみボックスの開閉部は大きく開く構造であること。
- ⑫ ごみボックスに管理する町内会名を表示すること。
- ⑬ 風等による転倒・移動などで、周辺に支障をきたさないよう対策すること。

2. 道路・歩道上に設置する場合

- ① 折りたたみ式のごみボックスで、1人で容易に運搬できる構造・重量であること。
- ② 国・県が管理する道路・歩道上は避けること。
- ③ 道路・歩道の管理上、支障が生じた場合は、速やかに撤去し、原状復帰できること。
- ④ 引き出した状態で通行上支障がない有効幅員の確保を図ること。
車道の有効幅員は側溝部分を除き5 m以上（一方通行は3 m以上）を目安とする。
歩道の有効幅員は1.5 m以上を目安とする。
- ⑤ 道路に車道外側線が引かれている場合は外側線から車道側にはみ出さないこと。
- ⑥ 引き出し時の奥行きは70 cm以内であること。
- ⑦ 使用時以外は必ず折りたたむこと。

3. 私有地内に設置する場合

- ① 道路との高低差をできるだけなくすこと。
- ② 道路に接する場所への設置を図ること。
- ③ 収集作業を行う面を道路に面して広く取れる構造を図ること。
- ④ 奥行きは2 m以内であること。
- ⑤ 奥行きが70 cmを超える場合は前面を開閉し中に進入できる構造とすること。
上面が固定されている場合の前面開口部は、高さ180 cm以上の確保を図ること。

その他、法令上、安全上及び収集作業上で必要となる要件を満たすものとする。

※既存のごみ集積場所で上記基準に適合しない場合でも、道路環境の実態により認める場合があります。